

いわて木づかい住宅普及促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、県産木材の利用促進及び次世代の木材利用創出を図るため、自ら居住するために県産木材を用いる等一定の条件を満たした住宅を新築する者又は既存の住宅をリフォーム工事する者（以下「県民」という。）が、いわて木づかい住宅普及促進事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、岩手県木材産業協同組合（以下「木産協」という。）が、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和45年規則第37号。以下「規則」という。）、いわて木づかい住宅普及促進事業費補助金交付要綱（令和3年4月21日付け農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。）及びいわて木づかい住宅普及促進事業実施要領（令和3年4月21日付け農林水産部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 次のいずれかをいう。
 - ア 岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産木材」の産地証明制度により、「県産木材」として証明された木材をいう。
 - イ その他知事が認めるものをいう。
- (2) 新築 県産木材を利用し住宅を新たに建設することをいい、更地に住宅を建設する場合又は既存の建築物を除去し、新たに住宅を建てるこをいう。
- (3) リフォーム工事 既存の住宅の一部を改修することをいう。（既存の住宅に増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えることを含む。）
- (4) J A S材 日本農林規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき、格付けされた木材をいう。
- (5) 森林認証制度 第三者機関が、森林経営、生産、加工又は流通の適正性を認証する制度をいう。
- (6) J A S材等 J A S材又は森林認証制度により認証された工場等で加工された木材をいう。
- (7) 金融機関 住宅建設資金に係る金銭消費貸借契約（住宅ローン）を取り扱っている機関をいう。
- (8) 18歳未満の子 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者から補助金交付申請日現在における胎児までをいう。
- (9) J A S等加算 県産木材の使用数量に対し J A S材等の使用が50パーセント以上かつ県産木材の使用数量が10立方メートル以上の加算をいう。
- (10) 次世代木材利用創出加算 18歳未満の子と同居する者が申請者の場合における県産木材の使用数量に応じた補助への加算をいう。

(補助事業の対象住宅等)

第3 補助事業の対象となる新築住宅及びリフォーム工事は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 新築する住宅にあっては、次に掲げる全てに該当するものとする。

ア 県内に自ら居住するため、金融機関と住宅建設資金に係る金銭消費貸借契約を締結し、住宅の新築をする者であること。

イ 木造住宅であること。

ウ 柱、梁等の住宅の用に供する部分に県産木材を5立方メートル以上使用すること。

エ 県産木材を用いていることが県産木材の産地証明制度等により証明できること。

オ 住宅の構造や外観等について、建設現場見学会や写真のホームページによる公開など、県産木材の利用促進の観点からの供用や供覧に同意できること。

カ 補助金の交付決定を受けた者については、補助金の交付決定を受けた年度の4月1日以後に着工し、同一年度の3月15日までに工事が完了しているもので、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けていること。

キ 工事を実施した年度の同一年度の3月15日までにオに掲げる見学会等が実施されること。

ただし、建設現場見学会等の終了は3月15日以降でも差支えないものとする。

ク 県内に本店を置く建築業者又は工務店が施工するものであること。

(2) リフォーム工事にあっては、次に掲げる全てに該当するものとする。

ア 県内に自ら居住するため、県内に所有する住宅のリフォーム工事を行う者であること。

イ リフォーム工事を行う住宅について、当該住宅の着工時点（増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替え若しくは用途の変更をしている場合は、その工事着工又は用途の変更時点）において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定される建築基準関係規定等に適合していること。

ウ 県産木材を、0.15立方メートル以上使用すること。

エ 県産木材を用いていることが県産木材の産地証明制度等により証明できること。

オ 住宅の構造や外観等について、建設現場見学会や写真のホームページによる公開など、県産木材の利用促進の観点からの供用や供覧に同意できること。

カ 補助金の交付決定を受けた者については、補助金の交付決定を受けた年度の4月1日以後に着工し、同一年度の3月15日までに工事が完了しているもので、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認済証を受ける工事の場合にあっては、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けていること。

キ 工事を実施した年度の同一年度の3月15日までにオに掲げる見学会等が実施されること。ただし、建設現場見学会等の終了は3月15日以降でも差支えないものとする。

ク 県内に本店を置く建築業者又は工務店が施工するものであること。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 県産木材を用いて木造住宅を新築する者にあっては、次の表に掲げる要件を満たした場合、対応する額を補助する。ただし、(2)に定める補助金と重複して補助を受けることは

できず、かつ、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金交付要綱（平成22年4月1日付け県土整備部長通知）に定める省エネ基準及びバリアフリー基準に適合した新築住宅への助成金と合わせた合計額は、100万円を超えることができない。

要 件	単 価
ア 県産木材の使用数量が5立方メートル以上10立方メートル未満の場合	15万円
イ 県産木材の使用数量が10立方メートル以上15立方メートル未満の場合	25万円
ウ 県産木材の使用数量が15立方メートル以上20立方メートル未満の場合	40万円
エ 県産木材の使用数量が20立方メートル以上の場合	45万円
オ JAS等加算	10万円
カ 次世代木材利用創出加算	25万円 又は30万円

(2) (1)のただし書きにおいて規定するいわて木づかい住宅普及促進事業補助金と重複して受けることができない補助は、以下に掲げるものとする。

- ア 県及び県内市町村において実施する生活再建住宅支援事業による復興住宅の新築に対する補助（県産木材利用に係る補助に限る。）
- イ 県内市町村において実施する森林環境譲与税を財源とした住宅の新築に対する補助（県産木材利用に係る補助に限る。）

(3) 県産木材を用いて住宅をリフォーム工事する者にあっては、次の表に掲げる要件を満たした場合、アからウまでに掲げる使用数量に対し、対応する額を補助する。ただし、(4)に定める補助金と重複して受けることができない。

要 件	単 価
ア 県産木材の使用数量が0.15立方メートル以上5立方メートル未満の場合	10万円
イ 県産木材の使用数量が5立方メートル以上の場合	20万円
ウ 次世代木材利用創出加算 ただし、県産木材を5立方メートル以上使用し、18歳未満の子と同居する場合に限る。	5万円

(4) (3)のただし書きにおいて規定するいわて木づかい住宅普及促進事業補助金と重複して受けることができない補助は、県内市町村において実施する森林環境譲与税を財源とした住宅のリフォーム工事に対する補助（県産木材利用に係る補助に限る。）

（補助金交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、住宅を新築する場合にあっては、いわて木づかい住宅普及促進事業補助金（新築）交付申請書（様式第1－1号）に、住宅のリフォーム工事を行う場合にあっては、いわて木づかい住宅普及促進事業補助金（リフォーム工事）交付申請書（様式第1－2号）に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添付の上、岩手県木材産業協同組合理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(1) 住宅を新築する場合

- ア 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し

- イ 建築業者との工事請負契約書の写し
 - ウ 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する建築確認済証の写し（同法第6条第1項に規定する建築確認申請書の写し（図面を除く。）を添付。）
 - エ いわて木づかい住宅普及促進事業補助金に関する誓約書（新築）（様式第2-1号）
 - オ 次世代木材利用創出加算の交付を受けようとする場合は、住宅に居住する全ての者が記載された住民票及び18歳未満の子が胎児の場合は、母子健康手帳の写し
 - カ その他理事長が必要と認める書類
- (2) 住宅のリフォーム工事をする場合
- ア 建築業者との工事請負契約書の写し
 - イ リフォーム工事を行う住宅について、当該住宅の着工時点における建築基準関係規定に適合していることが分かる書類
 - ウ リフォーム工事の内容がわかる図面等
 - エ いわて木づかい住宅普及促進事業補助金に関する誓約書（リフォーム工事）（様式第2-2号）
 - オ 次世代木材利用創出加算の交付を受けようとする場合は、住宅に居住する全ての者が記載された住民票及び18歳未満の子が胎児である場合は、母子健康手帳の写し
 - カ その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6 理事長は、第5に規定する各交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、その旨を補助金申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第7 補助金申請者は、第6に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(申請内容の変更)

第8 補助金申請者は、第5に規定する各交付申請書の内容に変更があった場合は、いわて木づかい住宅普及促進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）により、速やかに理事長に申請しなければならない。ただし、理事長が定める軽微な内容の変更の場合は、この限りでない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金対象住宅の実績報告)

第9 補助金申請者は、補助金の対象となる新築等の住宅が完成したときは、いわて木づかい住宅普及促進事業工事完了報告書（新築）（様式第4-1号）、リフォーム工事が完了したときは、いわて木づかい住宅普及促進事業工事完了報告書（リフォーム工事）（様式第4-2号）

に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添付し、すみやかに理事長に提出しなければならない。

(1) 住宅を新築した場合

- ア 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- イ いわて木づかい住宅普及促進事業県産木材使用数量調書（新築用）（様式第5－1号）
- ウ 建設現場の現場見学会等実施報告書（様式第6号）
- エ いわて木づかい住宅普及促進事業補助金請求書（様式第7号）
- オ その他理事長が必要と認める書類

(2) 住宅をリフォーム工事した場合

- ア 建築基準法第6条第1項又は同法6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受けて行う工事の場合における検査済証の写し
- イ リフォーム工事の前後の写真
- ウ いわて木づかい住宅普及促進事業県産木材使用数量調書（リフォーム工事用）（様式第5－2号）
- エ 建設現場の現場見学会等実施報告書（様式第6号）
- オ いわて木づかい住宅普及促進事業補助金請求書（様式第7号）
- カ その他理事長が必要と認める書類

(完了報告)

第10 理事長は、申請者から第9に規定する各工事完了報告書の提出があったときは、審査のうえ適正と認めた場合、補助金の額を確定し、補助金申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の各工事完了報告書を受理した場合において、必要に応じ現地確認調査を行うことができる。

(補助金の支払い)

第11 補助金の支払いは、第10に規定する各工事完了報告書の提出を受け、第12に規定する補助金の額の確定後に行うものとする。

2 第1項の支払いにおいて、建物の所有者の名義が共有である場合においては、共有者のうち補助金申請者に補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第12 理事長は、第10に規定する各工事完了報告書の提出を受けた場合において、報告書類の審査又は現地調査の実施により、対象の住宅新築工事及びリフォーム工事が第4に規定する要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを補助金申請者に對して求めることができる。

(補助金交付の決定の取消し及び返還)

第13 理事長は、補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が支給されている場合は期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき
- (2) 第12の規定に基づく措置をとらなかったとき
- (3) 第3の規定に基づく補助対象住宅及び対象工事に適合しないことが明らかとなったとき
- (4) その他理事長が不適当と認めたとき

(その他)

第14 県交付要綱、県実施要領及びこの交付要綱に定めの無い事項は、県及び木産協において協議し、決定するものとする。

2 この要綱に規定の無い事項については、岩手県補助金交付規則（昭和45年規則第37号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行し、同月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行し、同月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行し、同月1日から施行する。

様式第1-1号（第5関係）

いわて木づかい住宅普及促進事業
補助金（新築）交付申請書

年　月　日

岩手県木材産業協同組合理事長 様

申請者 住所

ふりがな

氏名

(電話番号)

次のとおりいわて木づかい住宅普及促進事業補助金の交付を受けたいので、いわて木づかい住宅普及促進事業補助金交付要綱第5の規定に基づき申請します。

住宅の概要	建築場所			
	構造・階数・工法	・		
	県産木材使用状況	全体使用数量 m^3	うち、県産木材使用数量 m^3	うち、JAS材使用数量及び森林認証材使用数量 m^3
			延べ面積 1 m^2 当たりの県産木材使用数量	m^3/m^2
	延べ床面積	全体 m^2	住宅部分 m^2	うち、車庫・物置等 m^2
	着工（予定）年月日	年　月　日	完成（予定）年月日	年　月　日
	建築業者名			
	建築業者住所（本店所在地）			(電話番号)
借入計画	金融機関名	支店名	電話番号	
	金融機関融資決定額	円	金融機関融資申込年月日	年　月　日
	全返済期間 年	金利方式(該当するものにチェックして下さい。) <input type="checkbox"/> 1. 当初固定金利型（期間 年） <input type="checkbox"/> 2. 全期間固定金利型 (フラット35・その他) <input type="checkbox"/> 3. 変動金利型		金利 %
	金融機関との契約日	年　月　日	融資実行日	年　月　日
申請項目	□基本額	県産木材使用数量 <input type="checkbox"/> 5 m^3 以上～10 m^3 未満 <input type="checkbox"/> 15 m^3 以上～20 m^3 未満 <input type="checkbox"/> 10 m^3 以上～15 m^3 未満 <input type="checkbox"/> 20 m^3 以上		
	□JAS等加算	□ 有	□ 無	
	□次世代木材利用創出加算	□ 有	□ 無	

注1) 県産木材使用数量が5 m^3 以上の場合に記入してください。

注2) いわて木づかい住宅普及促進事業補助金交付申請に係る申出書を添付してください。

※岩手県木材産業協同組合受付欄

※補助金交付決定額

円

[申請内容に関する問合せ先] 所属・担当者名： 電話番号：

様式第1-2号（第5関係）

いわて木づかい住宅普及促進事業
補助金（リフォーム工事）交付申請書

年　月　日

岩手県木材産業協同組合理事長 様

〒

申請者 住所

ふりがな

氏名

（電話番号）

次のとおりいわて木づかい住宅普及促進事業補助金の交付を受けたいので、いわて木づかい住宅普及促進事業補助金交付要綱第5の規定に基づき申請します。

【住宅（住戸）及びリフォーム工事の概要】

所在地 ^{注1)}			
構造・階数 ^{注2)}	・		
県産木材使用状況	使用数量 m ³	≥0.15 m ³	≥5 m ³
着工（予定）年月日	年　月　日	完成（予定）年月日	年　月　日
施工業者名			
施工業者住所 (本店所在地)			（電話番号）
申請項目	□ 基本額	県産木材使用数量	
		□ 0.15 m ³ 以上～5 m ³ 未満	□ 5 m ³ 以上
	□ 次世代木材利用創出加算	□ 有	□ 無

注1) 共同住宅の場合は、その名称及び部屋番号まで記入してください。

注2) 共同住宅の場合は、住戸が存する階を記入してください。

注3) いわて木づかい住宅普及促進事業補助金交付申請に係る申出書を添付してください。

※岩手県木材産業協同組合受付欄	※補助金交付決定額 円
-----------------	----------------

[申請内容に関する問合せ先] 所属・担当者名： 電話番号：

いわて木づかい住宅普及促進事業補助金交付申請に係る申出書

私は、いわて木づかい住宅普及促進事業補助金交付申請に当たり、下記について申し出ます。

1 住みたい岩手の家づくり促進事業活用の有無

有 無 (有の場合 : 省エネ性能 バリアフリー性能) ※該当するものに○

2 東日本大震災津波による被災の有無

有 無

3 他の助成制度活用の有無

有 無 (有の場合の補助金名称 : _____)

《留意事項》

- ① いわて木づかい住宅普及促進事業と住みたい岩手の家づくり促進事業を併用する場合の補助金の合計額は、100万円を超えることができません。
- ② いわて木づかい住宅普及促進事業は、森林環境譲与税を活用した補助金です。市町村でも森林環境譲与税を財源として地域材の住宅を普及する事業に取り組んでいる場合がありますが、これら財源を同一にした事業について、重複しての補助は受けられません。
- ③ 岩手県が実施するいわて木づかい住宅普及促進事業補助金は、東日本大震災津波による被災者向けの生活再建住宅支援事業(県産木材利用)がありますが、これら2つの事業で重複して助成は受けられません。なお、生活再建住宅支援事業について、一部の市町村によっては事業化されておりません。

【参考】

事業名	補助金の算定方法(新築の場合)
住みたい岩手の家づくり促進事業	いわて木づかい住宅普及促進事業により県産木材を活用した住宅・リフォーム工事に対し、省エネ基準又はバリアフリー基準を満たした場合 各10万円

事業名	補助金の算定方法(新築の場合)
生活再建住宅支援事業 (り災証明等をお持ちの方が対象となります)	<p>1 補助限度額となる対象工事費は、建設資金又は購入資金の1,460万円を上限とする。ただし、借入額が補助限度額を下回る場合、借入額を上限とする。</p> <p>2 金利は2.0%を上限とする。ただし、借入利率が金利を下回る場合は、借入利率を上限とする。<u>→最大135万円</u></p> <p>※バリアフリー対応経費最大90万円、県産木材使用経費最大40万円、合計最大130万円の追加あり。</p>

年 月 日 【申請者】住所 :

氏名 : _____

様式第2-1号（第5関係）

いわて木づかい住宅普及促進事業補助金に関する誓約書（新築）

私は、いわて木づかい住宅普及促進事業補助金の交付申請に当たり、次の条件を遵守し、住宅を新築するものであることを誓約します。

- 1 自らが居住するための住宅であり、完成後居住すること。
- 2 新築する住宅は木造とすること。
- 3 住宅に使用する木材について、県産木材を5m³以上使用すること。
- 4 住宅の構造や外観等について建設現場見学会や写真のホームページでの公開など、本事業の目的のために供用すること。
- 5 県内市町村が所管し、森林環境譲与税を財源とした県産木材を用いた木造住宅を新築する場合の掛かり増しに対する補助と重複して補助金申請をしないこと。
- 6 東日本大震災津波による被災者向けの生活再建住宅支援事業（県産木材利用）に対する補助と重複して補助金申請をしないこと。
- 7 本事業と住みたい岩手の家づくり促進事業における省エネ性能及びバリアフリー性能に係る補助を活用した場合、合計で100万円以上の補助は受けられないことから、交付申請書及び請求書において、住みたい岩手の家づくり促進事業活用（予定含む。）を申告すること。
- 8 住宅の内外において実施する現地確認調査に立会の上、協力すること。

※ 県産木材使用数量調書（様式第5-1号）を添付すること。

年　　月　　日

【申請者】住所：

　　氏名：

【建築業者】住所：

　　（本店所在地：）

　　名称：

　　代表者氏名：

様式第2-2号（第5関係）

いわて木づかい住宅普及促進事業補助金に関する誓約書（リフォーム工事）

私は、いわて木づかい住宅普及促進事業補助金の交付申請に当たり、次の条件を遵守し、住宅をリフォーム工事するものであることを誓約します。

- 1 リフォーム工事する住宅（住戸）は、県内に自らが居住するためのものであること。
- 2 リフォーム工事する住宅（住戸）は、建築基準関係規定（既存不適格部分を除く。）に適合していること。
- 3 リフォーム工事に使用する木材について、県産木材を0.15m³以上使用すること。
- 4 リフォーム工事の状況について見学会や写真のホームページでの公開など、本事業の目的のために供用すること。
- 5 県内市町村が所管し、森林環境譲与税を財源とした県産木材を用いた住宅をリフォーム工事する場合の掛かり増しに対する補助と重複して補助金申請をしないこと。
- 6 東日本大震災津波による被災者向けの生活再建住宅支援事業（県産木材利用）に対する補助と重複して補助金申請をしないこと。
- 7 住宅の内外において実施する現地確認調査に立会の上、協力すること。

※ 県産木材使用数量調書（様式第5-2号）を添付すること。

年　　月　　日

【申請者】住所　　　：

氏名　　　：

【施工業者】住所　　　：

（本店所在地：　　）

名称　　　：

代表者氏名　：

様式第3号（第8関係）

年 月 日

岩手県木材産業協同組合理事長 様

住所
ふりがな
氏名

いわて木づかい住宅普及促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、いわて木づかい住宅普及促進事業について、次のとおり変更したいので、いわて木づかい住宅普及促進事業補助金交付要綱第（ ）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

交付申請から変更となった書類を添付すること。

様式第4-1号(第9関係)

いわて木づかい住宅普及促進事業
工事完了報告書(新築)

年月日

岩手県木材産業協同組合理事長様

申請者 住所

ふりがな

氏名

(電話番号)

次のとおり住宅建設が完了したので、いわて木づかい住宅普及促進事業補助金交付要綱第9の規定に基づき提出します。

補助金交付決定年月日及び番号		年月日			岩木産協第 - 号	
住宅の概要	建築場所					
	構造・階数・工法	・				
	県産木材使用状況	全体使用数量 <small>m³</small>	うち、県産木材使用数量 <small>m³</small>	うち、JAS材使用数量及び森林認証材使用数量 <small>m³</small>		
			延べ面積1m ² 当たりの県産木材使用数量 <small>m³/m²</small>			
	延べ床面積	全体 <small>m²</small>	住宅部分 <small>m²</small>	うち、車庫・物置等 <small>m²</small>		
	着工年月日	年月日	事業完了年月日	年月日		
	建築業者名					
建築業者住所 (本店所在地)				(電話番号)		
借入計画	金融機関名		支店名	電話番号		
	金融機関融資決定額	円		金融機関融資申込年月日	年月日	
	全返済期間 年	金利方式 (該当するものにチェックして下さい。) <input type="checkbox"/> 1. 当初固定金利型(期間 年) <input type="checkbox"/> 2. 全期間固定金利型 (フラット35・その他) <input type="checkbox"/> 3. 変動金利型			金利 %	
	金融機関との契約日	年月日	融資実行日	年月日		
申請内容	<input type="checkbox"/> 基本額		県産木材使用数量 <input type="checkbox"/> 5m ³ 以上～10m ³ 未満 <input type="checkbox"/> 10m ³ 以上～15m ³ 未満 <input type="checkbox"/> 15m ³ 以上～20m ³ 未満 <input type="checkbox"/> 20m ³ 以上			
	<input type="checkbox"/> JAS等加算		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 次世代木材利用創出加算		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
※岩手県木材産業協同組合受付欄			※補助金交付決定額 円			

[申請内容に関する問合せ先] 所属・担当者名:

電話番号:

様式第4-2号（第9関係）

いわて木づかい住宅普及促進事業
工事完了報告書（リフォーム工事）

年　月　日

岩手県木材産業協同組合理事長様

〒

申請者 住所
ふりがな
氏名
(電話番号)

次のとおりいわて木づかい住宅普及促進事業補助金の交付を受けたいので、いわて木づかい住宅普及促進事業補助金交付要綱第9の規定に基づき提出します。

補助金交付決定年月日及び番号		年　月　日		岩木産協第 - 号
住宅（住戸）及びリフォーム工事の概要	所在地 ^{注1)}			
	構造・階数 ^{注2)}	・		
	県産木材使用状況	m ³		≥0.15 m ³
	着工年月日	年　月　日	完成年月日	年　月　日
	施工業者名			
	施工業者住所 (本店所在地)			(電話番号)
	申請項目	□ 基本額	県産木材使用数量 □ 0.15 m ³ 以上～5 m ³ 未満 □ 5 m ³ 以上	
	□ 次世代木材利用創出 加算	□ 有	□ 無	

注1) 共同住宅の場合は、その名称及び部屋番号まで記入してください。

注2) 共同住宅の場合は、住戸が存する階を記入してください。

※岩手県木材産業協同組合受付欄	※補助金交付決定額 円
-----------------	----------------

[申請内容に関する問合せ先] 所属・担当者名： 電話番号：

様式第5-1号（第5及び第9関係）

いわて木づかい住宅普及促進事業

県産木材使用数量調書（新築用）

いわて木づかい住宅普及促進事業補助金の交付を受けるに当たり、新築する住宅における県産木材の利用割合は次のとおりです。

住宅の概要	建築主氏名				
	建築場所				

	部位名	材種	木材使用数量m ³	うち、県産木材使用数量m ³	うち、JAS材使用数量及び森林認証材使用数量m ³	備考
軸組類	柱					
	梁・桁類 (敷桁・軒桁・間仕切桁等)					
	その他 ()					
床組類	火打梁・床束・大引等					
	根太類					
	その他 ()					
小屋組類	棟木・母屋・隅木等					
	たる木					
	その他 ()					
パネル・ツーバイ類	壁					
	床					
	屋根					
	その他 ()					
その他						
合計			① m ³	② m ³	③ m ³	

※ 岩手県産材認証推進協議会が実施する、「県産木材」の産地証明制度による証明書を添付のこと。

※ 欄が不足する場合は、欄を追加の上、複数枚とすることも可。

第5 - 2号（第5及び第9関係）

いわて木づかい住宅普及促進事業
県産木材使用数量調書（リフォーム工事用）

いわて木づかい住宅普及促進事業補助金の交付を受けるに当たり、リフォーム工事する住宅における県産木材の使用状況は次のとおりです。

申請者氏名					
住宅（住戸）所在地					
1 仕上用板材、合板等			2 1以外の材		
部位名	樹種	県産木材 使用数量 (m ³)	部位名	樹種	県産木材 使用数量 (m ³)
計			計		

※ 岩手県産材認証推進協議会が実施する、「県産木材」の産地証明制度による証明書を添付すること。

※ 欄が不足する場合は、欄を追加の上、複数枚とすることも可。

様式第6号（第9関係）

建設現場の現場見学会等実施報告書

1. 建築主名			
2. 建築業者名			
3. 建設地住所			
4. 実施内容 (該当するものに○を付けてください。)	1. 工事過程の現場見学会 2. 完成時の現場見学会 3. ホームページ等での公開 4. その他		
5. 公開期間	年	月	日
6. 来場者の人数 (現場見学会の場合のみ)	人		
7. 実施状況写真（2枚程度） (又はホームページアドレス及び当該ページをプリントスクリーンしたもの)			

※1 公開期間は1日以上とすること。

※2 公開開始は年度内とすること。ただし、公開終了は次年度でも差支えないものとする。

様式第7号（第9関係）

年　月　日

岩手県木材産業協同組合理事長 様

住 所

ふりがな
氏 名

いわて木づかい住宅普及促進事業補助金請求書

年　月　日付け 第　号で交付決定の通知があった、いわて木づかい住宅普及促進事業補助金について、次のとおり請求します。

補助金交付決定額	金	円		
補助金請求額	金	円		
金融機関名				
支店名				
振込先	振込口座	種別		番号
口座名義人				
(ひらがな)				

★ 口座番号等の確認のため、振込先欄の情報が記載されている部分の通帳の写しを添付してください。

【住みたい岩手の家づくり促進事業補助金の申請（予定）】

項目	申請予定の有無 (該当に○)
省エネ性能	有・無
バリアフリー性能	有・無

※岩手県木材産業協同組合受付欄	※確認欄
	適・否